

第 3 7 7 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 3 年（2 0 2 1 年）7 月 7 日開催

第377回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年(2021年)7月7日(水)午後2時から
- 2 開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 桑原千知 佐々木倫一 深川英穂 澤田唯二
田代龍也 廣田幸英 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才
田中愛美 藤田香織

(欠席委員) 友村喜一

(漁業取締事務所) 主任技師 小崎修司

(水産振興課) 主幹 木村武志 主幹 鮫島守

(天草広域本部水産課) 技師 若田隆太

(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史
参事 郡司掛博昭 技師 東海林明

4 議事次第

(1) 議題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

特定水産資源「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の知事管理区分に配分する数量の変更について(諮問)

第3号議案

特定水産資源「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の令和3管理年度中の都道府県別漁獲可能量の変更に伴う知事管理区分の配分について(諮問)

第4号議案

区画漁業権免許に係る天草不知火海区漁場計画変更案の作成について(諮問)

(2) 報告

長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会の結果について

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第377回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中14名で過半数に達しておりま

すので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第377回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部とA4のフラットファイルを1冊お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

御報告でございますが、先月6月14日に県議会におきまして、皆様を代表して、挨拶をさせていただきました。本当にありがとうございました。

それでは、ただ今から第377回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は佐々木委員と平岡委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日は、知事許可漁業の手繰第3種漁業なまこけた網漁業、中目流し網漁業、小目流し網漁業、えび流し網漁業、囲い刺し網漁業、たこつぼ漁業及びその他のかご漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といたしますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業時期や操業区域などの内容、用語としては制限措置と呼びますが、この制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようと

するときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。そこで、地元漁業者及び関係漁協から要望のあった7つの漁業について諮問させていただきます。今回、諮問する漁業は、全て新たにこれらの漁業を営みたいという要望があった漁業になります。

次に、今回諮問させていただく制限措置の内容については、個別にかつ具体的に説明いたします。資料の3ページをご覧ください。まず、手繰第3種漁業なまこけた網漁業です。漁業種類は手繰第3種漁業なまこけた網漁業、以下、なまこけた網漁業と略させていただきますが、操業区域は、資料4ページの別記1のとおり火共第3号共同漁業権漁場内の芦北地先となっており、漁業時期は、10月1日から翌年3月31日までとなっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、それぞれ船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として葦北郡芦北町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

資料3ページの下段をご覧ください。許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和3年（2021年）7月21日から令和3年（2021年）7月29日までを予定しています。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年（2023年）3月31日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当たって付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。なまこけた網漁業については以上です。

次に、中目流し網漁業の制限措置になります。資料5ページをご覧ください。表の見方は先ほどのなまこけた網漁業と同様です。操業区域は火共第1号共同漁業権漁場内すなわち宇城市三角町から八代市鏡町までの地先、漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は先ほどの、なまこけた網漁業と同様です。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）11月30日までとしています。また、許可をするに当たって付す条件は、同じ操業区域の既存の許可と同様となっております。中目流し網漁業については、以上です。

残りの小目流し網漁業、えび流し網漁業、囲い刺し網漁業、たこつぼ漁業及びその他のかご漁業についてはまとめて説明させていただきます。なお、囲い刺し網漁業のみ2種類の制限措置の公示を予定しております。資料10ページから14ページまでをご確認ください。操業区域は、小目流し網漁業が、火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先、えび流し網漁業が、一部期間において一部区域を除いた不知火海、囲い刺し網漁業の1つ目が、火共第1号共同漁業権漁場内、2つ目が、火共第4号、同第5号及び同第7号共同漁業権漁場内すなわち水俣市の地先、たこつぼ漁業が、火共第3号共同漁業権漁場内津奈木地先、その他のかご漁業が火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先となっております。漁業時期、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、許可又は起業の認可をすべき船舶の数、漁業を営む者の資格はそれぞれの表のとおりとなっております。許可又は起業の認可を申請すべき期間は中目流し網漁業と同様、令和3年（2021年）7月21日から令和3年（2021年）7月29日までを予定しています。許可の有効期間についても、中目流し網漁業と同様、それぞれの漁業種類の有効期間に合わせて設定し、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

どうもありがとうございます。ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

何か御意見ございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。続きまして、議題の第2号議案「特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の知事管理区分に配分する

数量の変更について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第2号議案「特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の知事管理区分に配分する数量の変更について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。資料は17ページ及び18ページをご覧ください。

5月18日に開催されました本委員会において、漁獲可能量、以下「枠」と言いますが、これの追加配当に伴う「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の熊本県知事管理区分への配分量の変更についてお諮りしたところです。その後、5月27日の水産庁通知により再び県の枠が変更になったことから、漁業法第16条に基づき、知事管理区分へ配分する数量の変更について、資料17ページのとおりでよろしいか、委員会へ諮問いたします。

今回の県の枠の変更は、令和3年3月下旬から国が仲介者となって、小型魚を採捕したい者と大型魚を採捕したい者の間でいわゆる枠のトレードが成立したことによるものです。今回のトレードは、資料18ページのとおり、熊本県を含むいくつかの県の大型魚の枠と農林水産大臣が許可している漁業の大中まき網漁業が持っている小型魚の枠の交換になります。

熊本県では小型魚の漁獲が主で、大型魚は漁獲量が比較的少ない状況であり、令和2年度の漁獲実績は、小型魚が10.1トン、大型魚が1.6トンでした。熊本県への令和3年度当初の枠の配分量は小型魚が3.5トン、大型魚が6.0トンであり、例年の漁獲状況から、このままでは小型魚の枠が不足する一方、大型魚の枠に余裕が出ることが見込まれました。そのため、関係漁協との調整の上、本県から大型魚の枠を提供することとしました。この度、大中まき網漁業との間で枠のトレードが成立したことで、小型魚の枠が2.0トン増、大型魚では2.0トン減となりました。また、5月の枠の追加配当で小型魚が9.7トン、大型魚が6.8トンになっているため、今回のトレードの結果、県の枠は小型魚が11.7トン、大型魚が4.8トンとなりました。

県資源管理方針の別紙において、県の枠の概ね9割を知事管理区分へ配分し、残りを突発的な来遊等による漁獲に備え、県の留保とすることが定められています。これに従い、知事管理区分への配分量を小型魚では10.5トン、大型魚では4.3トンに変更させていただきたいと思っております。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

私からの説明は以上になります。

議長

どうもありがとうございます。ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

何か御意見ございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは特に無いようですので、第2号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、議題の第3号議案「特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の令和3管理年度中の都道府県別漁獲可能量の変更に伴う知事管理区分の配分について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第3号議案「特定水産資源「特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の令和3管理年度中の都道府県別漁獲可能量の変更に伴う知事管理区分の配分について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。資料は21ページ及び22ページをご覧ください。

先ほど第2号議案でお諮りしたとおり、特定水産資源については県の枠が変更になり知事管理区分への配分を変更しようとする場合は、関係海区漁業調整委員会へ意見を聴くことが漁業法で定められています。

特定水産資源の管理は知事管理区分へ配分された数量に基づいて行われるため、県の枠が変更になった場合は、速やかに知事管理区分の配分量を変更し、公示しなければなりません。しかし、県の枠の変更通知が水産庁から来てから、委員会を開催し、手続きが完了するまでに2~3か月かかってしまう場合もあります。実際、先ほど第2号議案でお諮りした知事管理区分の配分量の変更については、5月27

日付けで水産庁から県の枠の変更通知が来ていましたが、知事管理区分に反映されるのは、県公報の発行日の関係もあり、7月下旬となる見込みです。

このように、県の枠が変更になった場合に関連する手続きには、非常に長い時間がかかりますが、追加配当や融通によるクロマグロの枠の変更は概ね一年間に4~5回程度あります。融通は最低でも年に2回、9月と1月に行われますが、本県のクロマグロの漁獲盛期は12月~3月であり、知事管理区分への配分量の変更に関係が時間がかかってしまうと、獲ることができるクロマグロが漁場にいるのに獲れないという状況が生じてしまうことも想定されます。

水産庁では、各県の枠を変更する際には水産政策審議会という諮問機関へ、予め配分方法を諮問し、配分量を変更する必要がある場合には諮問した方法に従って配分する体制をとっています。

そこで、本県においても、変更になった県の枠を知事管理区分へ配分する方法について、事前に本委員会へ諮問し、県の枠に変更があった場合に直ちに知事管理区分の配分量へ反映させることで、現場漁業者らが速やかに変更後の配分量に基づく採捕ができる体制にしたいと考えています。

なお、本県では県資源管理方針の別紙において、くろまぐろについては、「本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割について知事管理区分へ配分し、残りは本県の留保枠とする」という配分の方法が定められています。そのため、令和3管理年度の途中で枠の追加配分や融通により、知事管理区分への配分量を変更する必要がある場合は、資源管理方針に定められた配分の方法に従い、機械的に知事管理区分の配分量を変更し、変更後に本委員会へ報告することとしたいと考えています。また、このような事前諮問は管理年度ごとに行わせていただきたいと思います。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

私からの説明は以上になります。

議長

どうもありがとうございます。ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

何か御意見ございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは特に無いようですので、第3号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、議題の第4号議案「区画漁業権免許に係る天草不知火海区漁場計画変更案の作成について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。

今回、令和3年（2021年）12月1日付けで、新たにくるまえび、魚類、わかめ、ひとえぐさ、ひおうぎがい及びかきの養殖業の区画漁業権を設定するための天草不知火海区漁場計画変更案について、諮問させていただきます。

資料25ページの天草不知火海区漁場計画の変更についてをご覧ください。

1. 海区漁場計画の変更について、令和2年（2020年）12月に改正された漁業法に基づき、都道府県知事は、利害関係人の意見聴取、海区漁業調整委員会への諮問を経て、海区漁場計画を作成し、申請に基づき、免許を行うとされています。

また、都道府県知事は、5年または10年を区切りとして行う漁業権免許切替の際に、海区漁場計画を作成しますが、新たに漁業権を設定する場合は、海区漁場計画の変更を行うものとされています。

ここで、漁業権制度や海区漁場計画について、水産庁作成の資料を用いて、簡単に説明させていただきます。資料81ページをお願いします。

まず、漁業権についてですが、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において、排他的に特定の漁業を営む権利になり、大きく分けて、下の図のように、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権に大別され、存続期間は10年もしくは、5年となっています。

今回、諮問させていただくのは、全て区画漁業権です。基本的にくるまえび養殖業や真珠養殖業については10年間、他の養殖業については、5年間の免許となります。

資料82ページをお願いします。次に免許までのプロセスとなります。

まず、海区漁場計画ですが、都道府県知事は、水面についての総合利用を推進し、漁業生産力を発展させる観点から作成します。

下表に漁業権免許までの手続を記載しております。関係者の要望や漁場条件の調査を経て海区漁場計画案を作成しますが、その際、予め利害関係人の意見聴取を行う必要があります。これは、法改正後、新設された項目です。

その後、海区漁業調整委員会諮問・答申後、海区漁場計画の公示を行い、免許申請、委員会諮問・答申を経て免許といった流れになります。

再度資料25ページをお願いします。今回、本県では、新たに区画漁業権を設定するために、くるまえび養殖業については、平成25年（2013年）に策定した第13次漁業権切替漁場計画を、他の養殖業については、平成30年（2018年）に作成した第14次漁業権切替漁場計画を変更して短期免許を行うものです。

次に2. 今回の漁業権免許に係るスケジュールについて説明します。

まず、地元の要望や協議を経て、5月に漁場計画策定願が提出され、6月に利害関係者への意見聴取を県ホームページ上で行っており、結果は意見なしとなっております。また、関係行政機関との協議も実施しています。

本日、7月7日に海区漁場計画変更案を委員会に諮問させていただき、予定ではありますが、8月11日に委員会として、公聴会を実施させていただき、答申を受けて、8月31日付けで海区漁場計画の変更及び公示を行う予定です。

その後、9月から11月に免許申請処理を行い、委員会諮問・答申を経て、12月1日付けで区画漁業権の免許を行うこととしています。

次に3. 漁場計画策定願の提出経緯について説明します。

まず、(1)天草市有明町大浦地先のくるまえび養殖業についてですが、株式会社海老の宮川から提出されました。

当該漁場については、平成15年（2003年）以降、遊休池となっており、くるまえび養殖は実施されておりましたが、同社が輸出向けの需要増に対応するために、新規でくるまえび養殖業を営もうとするものであります。

次に(2)の合計13件の特別養殖承認から区画漁業権免許への移行についてです。漁業種類は、魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）、わかめ養殖業、ひとえぐさひび建養殖業、ひおうぎがい垂下養殖業及びかき垂下養殖業になります。漁場計画策定願の提出者

は、樋島漁業協同組合、有明町漁業協同組合、天草漁業協同組合になります。

これらの5漁業種類、13漁場については、本県の漁業調整規則第54条に基づく、特別養殖の承認を受けて、現在、試験養殖を実施しております。

今般、安定生産が見込め、事業化への移行が可能となったことから、一部漁場面積の拡大及び修正を行った上で、新たに区画漁業権免許を受け、各養殖業を営もうとするものです。

(1)(2)でお示した、いずれの漁業種類においても、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力の発展に寄与すること、また、漁場を管理する関係漁協の同意も得られていることから、新たに区画漁業権を設定するための漁場計画の変更について、当委員会にお諮りさせていただければと思います。

次に資料29ページの「天草不知火海区漁場計画変更案」をご覧ください。内容は、天草不知火海区漁場計画について、第13次漁業権切替漁場計画である平成25年熊本県告示第581号及び31ページの第14次漁業権切替漁場計画である平成30年熊本県告示第437号の一部改正になります。

改正内容のポイントとしては、6漁業種類、15漁場について、新たに追加するものです。

なお、免許予定日は、令和3年(2021年)12月1日、免許に係る申請期間は、令和3年(2021年)9月1日から10月8日まで、免許の存続期間は、令和5年(2023年)8月31日までとしております。

また、法改正に伴い、新たに保全沿岸漁場に関する事項、海区漁業調整委員会の意見、漁場図を記載することとなっております。

個別の漁業種類については、資料27ページに天草不知火海区漁場計画の変更案一覧表で整理しておりますので、そちらで説明させていただきます。

具体的な項目としては、漁場計画番号、漁場の位置、漁業の種類、漁業時期、漁業権の存続期間、個別漁業権又は団体漁業権の別、関係地区、養殖行う際に付す条件になります。

例えば、天区第254号は、くるまえば養殖業ですが、構造物によって囲まれた一定の区域内で営む養殖業であるため、第2種区画漁業に該当します。また、くるまえば養殖業は、技術、実績を有する個人又は法人に免許されるため、個別漁業権に該当します。

一方、天区第576号の魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)ですが、一定の区域内に養殖筏等の施設を敷設して営む養殖業で

あるため、第1種区画漁業に該当し、樋島漁業協同組合に団体漁業権として免許されます。

最後に一覧表の2枚目の一番下に記載している、保全沿岸漁場に関する事項ですが、法改正により新たに規定されたものになります。資料83ページに概要を記載しておりますので、御参考ください。

保全沿岸漁場は、都道府県知事が海区漁場計画の中で、漁業生産力の発展を図るための保全活動を行う必要がある場合において設定することとなっており、別途申請に基づき、沿岸漁場管理団体の指定等行います。保全活動としては、具体的には、赤潮発生状況の監視、底質調査、漂流物の除去、有害動植物の駆除、種苗放流、漁場監視が規定されておりますが、基本的には、共同漁業権漁場に該当する事項であるため、今回は該当しません。

なお、今回の漁場計画変更の公示掲載に際して、文言等の軽微な修正については、県に御一任いただければと思います。このことを含め、今回の海区漁場計画の変更について、お諮りしたいと思います。

また、併せて公聴会の開催について、説明をさせていただきます。資料の70ページをご覧ください。

漁業法第64条第4項におきまして、「海区漁業調整委員会は漁場計画について意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見をきかなければならない。」となっておりますので、ここで公聴会の日時、場所等についてもお諮りさせていただきます。

公聴会までのスケジュールですが、公聴会開催の公示については、7月26日（月）で検討しております。

県公報発行日から1週間以上の公示期間を設ける必要がありますので、公聴会の開催日は、8月3日以降の開催となります。

会場等を確保する都合もありますので、8月11日、水曜日の午後2時から、県庁本館8階の801会議室におきまして開催する案を提案させていただきます。

公聴会についての公示内容は、資料71ページに示しております。

こちらの内容で県公報に登載させていただければと思います。

また、重ねてのご説明になりますが、公聴会終了後に、同じ会場、県庁本館801会議室におきまして第378回天草不知火海区漁業調整委員会を開催し、県知事からの諮問に対する答申内容をご

審議いただきたいと考えております。

説明は以上になります。御審議の程、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議の程宜しくお願いいたします。

議長

どうもありがとうございます。ただ今、水産振興課から、第4号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

平岡委員

はい。

議長

はいどうぞ。

平岡委員

漁業権制度について御説明頂きましたが、ありがとうございました。内容についてお尋ねします。

かきの垂下式養殖の説明がありましたが、現在、かきの種類はどういったものをされているのか教えてください。

水産振興課

お答えします。かきの養殖につきましては、資料28ページになります。

漁場計画番号の天区第866号から第869号になります。天草市有明町大浦地先が3ヶ所、天草市苓北町富岡地先が1ヶ所となっております。

大浦地先につきましては、マガキと岩ガキで入っていたかと思えます。

平岡委員

今分からなければあとで教えてください。

水産振興課

かき類として入っています。

平岡委員

特に指定はないんですね。

水産振興課

はい。

議長

他にございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは特に無いようですので、第4号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第4号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、議事の2の報告「長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会の結果について」事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会の結果について初めての委員の方もおられますので、少し詳しく御説明いたします。

はじめに、当該協議会について御説明いたします。

資料85ページをご覧ください。

当該協議会の開催に至る経緯を取りまとめております。

平成8年1月9日、五和町漁業協同組合及び苓北町漁業協同組合、現在は両漁協と複数の漁協が合併し天草漁協となっていますが、当時の両漁協の代表理事組合長の連名で、天草不知火海区漁業調整委員会会長に対し、両漁協地先に設置されている大型魚礁周辺海域におけるまき網漁業の操業を禁止する委員会指示を発出する要望が提出されました。

なお、委員会指示の対象となる海域につきましては、資料87ページをご覧ください。太線で囲った区域が対象海域となります。

また、委員会指示につきましては、資料88ページの参考に示しておりますとおり、漁業法の規定により、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会が、水産動植物の繁殖保護を目的に、海面の漁場利用の適正化と漁場使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整等のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができることとなっています。

なお、ここで言う「関係者」とは漁業者や漁業従事者に限らず、関係する全ての方を含みますので、遊漁者等も対象となります。

更に、委員会指示は、漁業調整規則や許可の条件等の内容として

制度化することが不相当と考えられる随時的・局地的な調整を取り扱うものであり、適時適所において的確な指示権を発動することが肝要であり、指示の内容の実効性を確保するために発出される必要があります。

資料85ページに戻っていただき、両漁協からの要望を受け、平成8年2月14日、天草不知火海区漁業調整委員会指示第93号（以下、「委員会指示第93号」という。）が発出されました。委員会指示第93号につきましては、資料88ページの参考の2に示しましたが、資料87ページの太線で囲んだ海域において、まき網漁業の操業を禁止する内容となっております。

資料85ページにお戻りいただき、平成9年4月28日、同委員会指示に違反した長崎県の漁業者に対し、同委員会指示に従う旨の命令書を送付したことをきっかけに、両県の漁業紛争が激しくなり、長期化していることから、国を含めた3者協議を何度も開催しました。

平成14年3月23日、国が示した仮協定を締結し、平成14年12月26日、長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間で協定を締結することができました。

当該協定は、資料89ページの協定書、92ページの確認書、93ページの協定書第4に関する合意書、94ページの協定書第5に関する合意書、95ページの協議会運営要領から構成されています。

資料89ページの協定書は、第1で協定が対象とする区域、第2でまき網漁業が操業を禁止される期間、第3で関係する委員会指示を廃止すること、第4で本協定の履行状況等を協議するために定期的に協議を行うこと、第5で本協定に違反した場合の対応、第6で本協定の有効期間が規定されています。

資料92ページの確認書については、本県が委員会指示第93号に従うことを命じた「裏付け命令」を撤回し、長崎県がその「裏付け命令」に対する審査請求書を取り下げることが記載されています。

資料93ページの合意書については、協定書の第4に基づく協議会について、第1でその目的、第2で協議会の出席者、第3で協議会を年1回定期に開催することなどが規定されています。

資料94ページの合意書については、協定書の第5に基づく協定違反に対する措置について規定されています。

資料95ページに協議会の運営要領を示しています。

本協定が締結されて以降、毎年、水産庁九州漁業調整事務所を交

えて協議会が開催されています。

資料96ページをご覧ください。令和3年3月22日付け2県南海第34号により長崎県南部海区漁業調整委員会浅川勝会長から、令和2年度の協議会については、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、書面決議で行う旨の通知がありました。

資料97ページをご覧ください。

第1号議案については、前回協議会からの経過報告についてです。両県ともに、本協定に違反するような事例の報告はなかったことを事前に報告していました。本県は、事前に天草漁協五和支所及び苓北支所に所属する漁業者に聞き取りを行うとともに、県漁業取締事務所に違反事例の有無について確認し、違反事例はなかったことを確認していました。長崎県からも協定に違反する事例はなかったことが報告されました。

第2号議案につきましては、次回開催地を決定するものです。

資料95ページをご覧ください。協議会運営要領の第4の2に開催地は原則として両県交互とすると規定されていますので、今年度の開催は熊本県となります。

資料98ページをご覧ください。御説明しました議題について、天草不知火海区漁業調整委員会の江口会長に承認いただき、書面により表決を行っております。なお、本委員会から議案に関する意見として、長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との協定について、今後お互いが遵守することを要望しました。

資料99ページをご覧ください。令和3年3月31日付け2県南海第34号により、長崎県南部海区漁業調整委員会浅川勝会長から、書面決議の結果、第1号議案及び第2号議案とも承認されたことが報告されました。事務局からの報告は以上でございます。

議長

どうもありがとうございます。ただ今、事務局から、議事の2報告について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

今のところ、先輩委員の皆様の調整のお陰で、長崎県とはトラブルもなく、スムーズに対話をしながら進んでいるということでございます。先輩委員の方々には、ほんとに御苦労だったなと思い、感謝いたしております。

議長

何か御質問ございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。それでは、他に無いようですので、議事の2報告の質疑は終了します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。

委員

ありません。

議長

事務局から、何かありませんか。

事務局

ございません。

議長

それでは、これで第377回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。どうもありがとうございました。